

令和5年3月23日～同年3月24日

日本放送協会に対する令和5年度国際放送等実施要請
(令和5年3月23日 諮問第13号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(植村課長補佐、堂上係長)

電話：03-5253-5777

日本放送協会に対する令和5年度国際放送等実施要請

1 諮問の概要

放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づく日本放送協会（以下「協会」という。）に対する令和5年度の国際放送等（※）の実施要請を行うにあたり、第177条第1項第2号の規定に基づき、電波監理審議会に諮問するもの。

（※）法第2条第5号の「国際放送」（ラジオ国際放送）及び法第2条第9号の「協会衛星国際放送」（テレビ国際放送）をいう。

2 国際放送等実施要請の目的

協会に国際放送等の実施を要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。

3 国際放送等実施要請の概要

（1）総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送等を行うことを要請することができる。

○放送法

（国際放送の実施の要請等）

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4・5 （略）

（国際放送等の費用負担）

第67条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内で行わなければならない。

(2) 令和5年度要請内容

別添1「ラジオ国際放送・テレビ国際放送の実施要請書の比較表」のとおり。

(3) 令和5年度国際放送交付金の額（予定）

法第67条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上している。

令和5年度は、総額 約35.9億円（内訳 ラジオ国際放送：約9.6億円、テレビ国際放送：約26.3億円）。

(4) 国際放送等の概要

別添2「ラジオ国際放送及びテレビ国際放送の概要」のとおり。

4 要請日

令和5年4月1日（土）

5 これまでの取組

- (1) ラジオ国際放送は昭和26年度以降、また、テレビ国際放送は平成19年度以降、それぞれ毎年度、要請等を実施。
- (2) 協会は、現在、法第20条第1項第4号、第5号に基づき行う自主放送と一体として、要請放送を実施。

ラジオ国際放送の実施要請書の比較表

(別添 1)

3

令和5年度(案)

令和4年度

放送法(昭和25年法律第132号)第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

放送法(昭和25年法律第132号)第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題及び新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題及び新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。

2 放送区域

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

3 その他必要な事項

3 その他必要な事項

(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。

(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。

(6) 国際情勢を見つつ、偽情報・誤情報が問題となっていることに留意すること。

(新設)

(7) 放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、受信者の増加に努めること。

(6) 放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、受信者の増加に努めること。

(8) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令(昭和25年政令第163号)第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。

(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令(昭和25年政令第163号)第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

4 国の費用負担等

(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。

(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。

(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

テレビ国際放送の実施要請書の比較表

令和5年度（案）	令和4年度
<p>放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。</p>	<p>放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。</p>
<p>1 放送事項</p>	<p>1 放送事項</p>
<p>(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ 国の重要な政策に係る事項 ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ その他国の重要事項</p>	<p>(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ 国の重要な政策に係る事項 ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ その他国の重要事項</p>
<p>(2) 上記事項の放送に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。</p>	<p>(2) 上記事項の放送に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。</p>
<p>2 放送区域</p>	<p>2 放送区域</p>
<p>北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州</p>	<p>北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州</p>
<p>3 その他必要な事項</p>	<p>3 その他必要な事項</p>
<p>(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。</p>	<p>(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。</p>
<p>(2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。</p>	<p>(2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。</p>
<p>(3) 用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。</p>	<p>(3) 用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。</p>
<p><u>(4) 国際情勢を見つ、偽情報・誤情報が問題となっていることに留意すること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(5) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実など、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。特に、2025年日本国際博覧会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。</u></p>	<p><u>(4) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。特に、2025年日本国際博覧会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。</u></p>
<p><u>(6) インターネットの現地での普及状況も踏まえ、放送と連携したインターネットの活用を適切かつ効果的に推進するよう努めること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。</u></p>	<p><u>(5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。</u></p>
<p>4 国の費用負担等</p>	<p>4 国の費用負担等</p>
<p>(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。</p>	<p>(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。</p>
<p>(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。</p>	<p>(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。</p>

ラジオ国際放送及びテレビ国際放送の概要

(別添2)

○ ラジオ国際放送の概要 令和5年度計画値

(1) 放送時間 1日延べ75時間07分

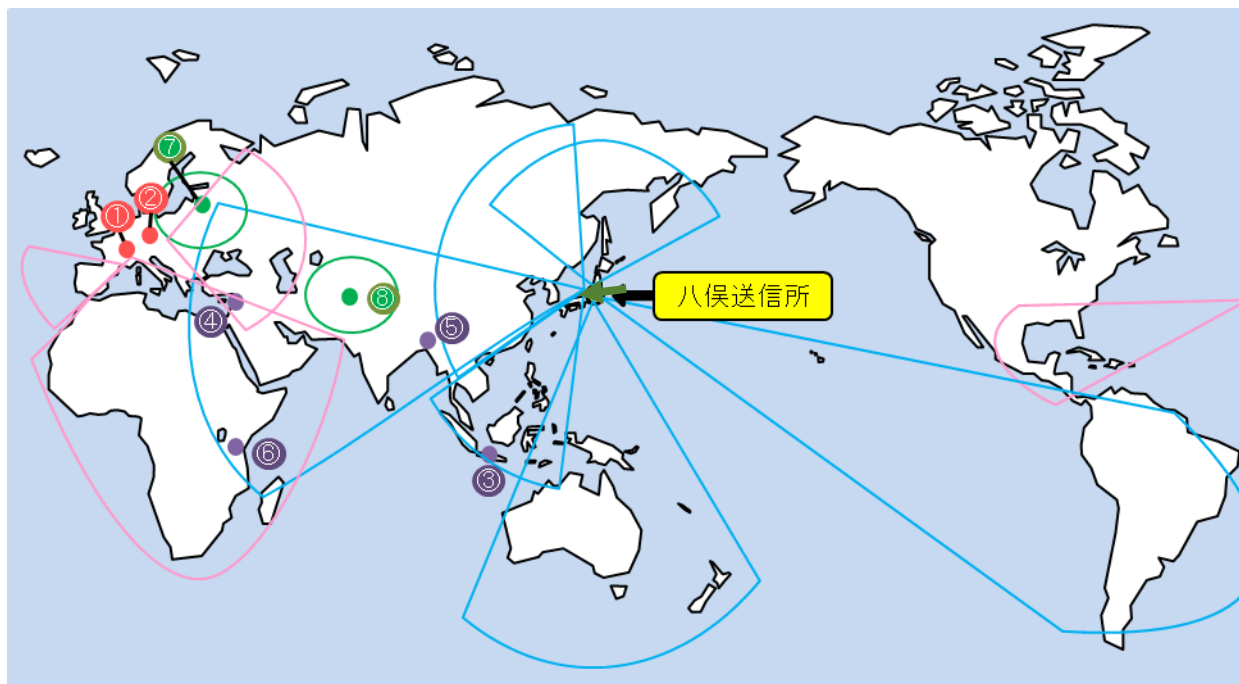
(2) 放送区域 15区域

(欧州、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド)

(3) 使用言語 18言語

(日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語(ハングル)、インドネシア語、フランス語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディー語、ウルドゥー語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語)

(4) 送信施設 国内送信所1か所(八俣送信所)、海外中継局8か所



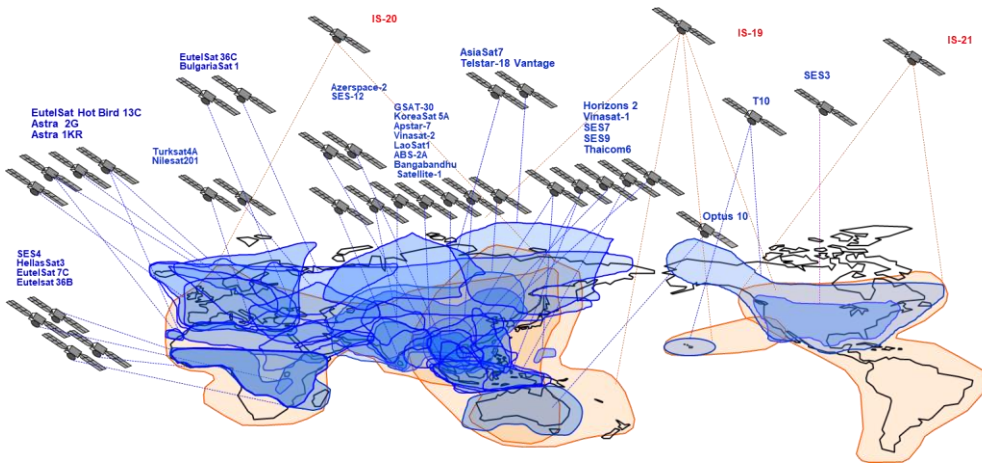
短波	① フランス中継局
	② ドイツ中継局
FM	③ インドネシア中継局(ジャカルタ他)
	④ ヨルダン川西岸中継局(ラマラ他)
	⑤ バングラデシュ中継局(ダッカ他)
	⑥ タンザニア中継局(ダルエスサラーム他)
中波	⑦ リトアニア中継局
	⑧ タジキスタン中継局

○ テレビ国際放送の概要

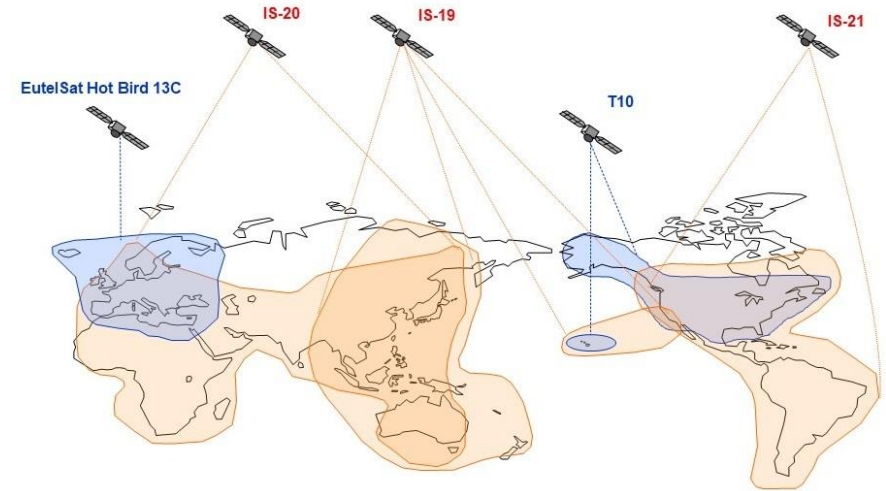
令和5年度計画値

- (1) 放送時間 外国人向け：1日23.7時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間）
邦人向け：1日5時間程度
- (2) 放送区域 外国人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能
邦人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能
- (3) 使用言語 2言語（日本語、英語）
- (4) 送信衛星 33基
- (5) 受信方法 受信機及びアンテナを用いた直接受信のほか、CATVやホテルなどでも視聴が可能


<外国人向け>



<邦人向け>



 直径2.5～6メートルのアンテナで受信可能（主に事業者向け）

 それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能（主に一般家庭向け）